うな大がかりな告発運動のきっかけが，奈良県山添村の浜田耕作氏が山田氏に話を持ち込んだことに端を発していることは，身近な問題として知っておく必要があろう。

第３章は，「ゴルフ場問題の断層」であり，リゾート法の正体，ゴルフ場の財政問題，ゴルフ場になぜ汚職がつきまとうのか，環境庁と農林水産省は何をやっているのか，農薬は砂糖や塩より安全か，ゴルフ場造成に関する環境アセスメントの問題点が語られる。

この章を読んでみて，今回のシンポジウムでは法律とか経済の面でのスピーカーがもう少しいても良かったと反省した。「総合保養地整備法」（通称リゾート法）こそが，ゴルフ場問題の諸悪の根源で，江副・中曽根の首相官邸での談合はまさにこのためであったのではないかとさえ思えて来る。赤字会社であったリクルートが，時をへずしてあの大金をばらまけるほど急成長したことを思い起こしてみる必要がある。こうしてみると「リクルート問題」は実は「ゴルフ場問題」そのものであったのかも知れない。また，今回のシンポジウムでは，われわれ生態学者としては最も関わりのある環境アセスメントの問題点についてもう１歩つっこんでみるべきだったと思う。

結びの章では山田氏が，自身の専門分野の水の汚染の問題からこの問題をまとめている。付録として資料が付いている。全国ゴルフ場開発状況，ゴルフ場面積比率全国比較，長野県内ゴルフ場平均雇用・経費等の状況，長野県内ゴルフ場の地域への経済効果推計，ゴルフ場総量規制等の各県の状況，各県の規制の経過，長野県のゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱，大阪府のゴルフ場における農薬・肥料などの使用状況等の調査結果について（12表もついている），農薬の発ガンの強さと発ガン危険度，等々が要領よく28ページにわたってまとめられていて，ゴルフ場問題を考える場合にたいへん便利である。本シンポジウムで多少曖昧であった点などはこれらを参照することによってはっきりするだろう。特にゴルフ場規制については，凍結，原則凍結，総量規制とそのグレードも各県で様々であり，そのうえ凍結でもリゾート関連・過疎市町村は除くといった特例をもつ県もあり複雑だ。ともかく我々生態学者も一度グリーンに出てみる必要があることを痛感させる好書である。私も実は本シンポジウムの企画段階から参加した１人だが，前もって本書を読んでおけばもう少し別な企画もできたような気にさせられた（本誌編集委員・山岸　哲）。

お知らせ

関西自然保護機構会報には，これまで発行順の通算ナンバーをうっておりましたが，発行年がわかりやすいように，今後は巻号で示すことにいたしました。この号は通算19号にあたりますが，12巻１号となります。これまでの会報につきましても，以下のように読み変えて下さい。

No.	発行年月日	巻　号
1	1978年　10月	1巻1号
2	1979年　3月	2　1
3	1979年　5月	2　2
4	1980年　3月	3　1
5	1980年　6月	3　2
6	1981年　2月	4　1
7	1981年　10月	4巻2号
8	1982年　9月	5　1
9	1983年　9月	6　1
10	1985年　1月	7　1
11	1985年　5月	7　2
12	1986年　5月	8　1
13	1986年　11月	8　2
14	1987年　6月	9　1
15	1988年　3月	10　1
16	1988年　9月	10　2
17	1989年　3月	11　1
18	1989年　8月	11　2
19	1990年　5月	12　1